

議案第 3 2 号

向日市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

向日市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 5 月 2 7 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

向日市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

向日市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

向日市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条の見出し中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改め、同条に次の1項を加える。

2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

(下水道事業の法適用)

第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条第1項中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改め、同条に次の1項を加える。

5 下水道事業の事業区域等は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域等とする。

第3条第1項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に、「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」を「令」に、「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業」を「水道事業

及び下水道事業」に改める。

第4条及び第5条中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(利益処分の方法)

第6条 水道事業又は下水道事業において毎事業年度利益を生じた場合に前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額(以下この条において「補填残額」という。)があるときは、補填残額の全部又は一部を積立金に積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
- (3) 利益積立金 欠損金を埋める目的

3 前項第1号に規定する減債積立金を使用して企業債(建設改良費の財源として借り入れたものに限る。)を償還した場合及び前項第2号に規定する建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(向日市下水道事業特別会計設置条例の廃止)

- 3 向日市下水道事業特別会計設置条例（昭和53年条例第4号）は、廃止する。
- 4 前項の規定による廃止前の向日市下水道事業特別会計設置条例による向日市下水道事業特別会計に係る令和元年度の決算については、なお従前の例による。

(向日市行政手続条例の一部改正)

- 5 向日市行政手続条例（平成8年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規程」の次に「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程」を加える。

(向日市事務分掌条例の一部改正)

- 6 向日市事務分掌条例（平成30年条例3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「上下水道部」を削る。

第2条中「上下水道部」及び「下水道に関すること。」を削る。

(向日市職員定数条例の一部改正)

- 7 向日市職員定数条例（昭和47年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「(下水道事業を含む。)」を削る。

(向日市公共下水道条例の一部改正)

8 向日市公共下水道条例(昭和53年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

## 第2条 削除

第4条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条各号列記以外の部分中「または」を「又は」に改め、同条第1号中「および」を「及び」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「規則」を「向日市公共下水道条例施行規程(令和 年上下水道事業管理規程第 号。以下「施行規程」という。)」に改め、同条第3号中「およびこう配」を「及び勾配」に、「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改め、同条の表中「こう配」を「勾配」に改め、同条第4号中「およびこう配」を「及び勾配」に、「市長」を「管理者」に、「排水きよ」を「排水<sup>きよ</sup>渠」に改め、同条の表中「こう配」を「勾配」に改め、同条第5号中「規則」を「施行規程」に改める。

第5条第1項中「および」を「及び」に、「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に、「市長」を「管理者」に、「およびす」を「及ぼす」に改める。

第6条第1項中「規則」を「向日市下水道排水設備指定工事業者規程(令和 年上下水道事業管理規程第 号)」に改める。

第6条の2中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に、「および」を「及び」

に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「および」を「及び」に、「規則」を「施行規程」に改める。

第8条第1項中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「および」を「及び」に改める。

第9条第1項中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第11条第1項中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「規則」を「施行規程」に、「および」を「及び」に改め、同条第3項中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第12条第1項中「およぼす」を「及ぼす」に、「または」を「又は」に改める。

第13条第1項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第14条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第15条第3号、第5号及び第6号中「規則」を「施行規程」に改める。

第17条中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第18条中「または」を「又は」に改める。

第19条中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」

に改める。

第20条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「市長」を「管理者」に改める。

第21条第1項中「または」を「又は」に、「規則」を「施行規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第22条及び第23条中「市長」を「管理者」に改める。

第26条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、同条中「市長」を「管理者」に、「一」を「いずれか」に、「または」を「又は」に改める。

第27条及び第29条中「市長」を「管理者」に改める。

第30条第10号中「申請書若しくは届出書」を「申請者若しくは届出者」に改める。

第31条中「規則」を「施行規程」に改める。

別表中「市長」を「管理者」に改める。

(向日市公共下水道使用料条例の一部改正)

9 向日市公共下水道使用料条例（昭和54年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「向日市公共下水道条例施行規則（昭和53年規則第31号）」を「向日市公共下水道条例施行規程（令和 年上下水道事業管理規程第 号）」に改める。

第3条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「下水道事業管理者」という。）」に改める。

第4条第1項中「市長」を「下水道事業管理者」に改め、同条第3項中「規則」を「向日市公共下水道使用料条例施行規程（令和 年上下水道事業管理規程第 号。以下「施行規程」という。）」

に改める。

第5条中「市長」を「下水道事業管理者」に改める。

第7条第1号及び第2号中「市長」を「下水道事業管理者」に改め、同条第3号中「規則」を「施行規程」に、「市長」を「下水道事業管理者」に改め、同条第4号中「市長」を「下水道事業管理者」に改め、同条第5号中「き損」を「毀損」に改める。

第8条から第10条までの規定中「市長」を「下水道事業管理者」に改める。

第12条中「規則」を「上下水道事業管理規程」に改める。

(向日市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

10 向日市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第4条中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業の」に改める。

第16条第2項中「規則」を「向日市上下水道企業就業規程(昭和53年水道事業管理規程第2号)」に改める。



〈参 考〉

## 向日市下水道事業特別会計設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、向日市下水道事業特別会計を設置する。

(歳入および歳出)

第2条 この会計においては、国庫支出金、一般会計繰入金、借入金および附属諸収入をもって、その歳入とし、総務費、事業費、その他諸支出をもって歳出とする。

2 この会計の歳入歳出予算の款項の区分は、毎年度歳入歳出予算の定めるところによる。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

向日市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><u>向日市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(水道事業及び下水道事業の設置)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">(下水道事業の法適用)</p> <p><u>第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(経営の基本)</p> <p>第2条 <u>水道事業及び下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 下水道事業の事業区域等は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域等とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第3条 <u>法</u> <u>第7条ただし書及び令</u> <u>第8条の2の規定</u> に基づき、<u>水道事業及び下水道事業</u>に管理者を置かないものとする。</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、<u>水道事業及び下水道事業</u>の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。</p> <p style="text-align: center;">(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなけれ</p>	<p style="text-align: center;"><u>向日市水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(水道事業_____の設置)</p> <p>第1条 略</p> <p style="text-align: center;">(経営の基本)</p> <p>第2条 <u>水道事業_____</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第3条 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定</u> に基づき、<u>水道事業_____</u>に管理者を置かないものとする。</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、<u>水道事業_____</u>の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。</p> <p style="text-align: center;">(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなけれ</p>

ばならない水道事業及び下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が20,000,000円以上の不動産又は動産の買入又は譲渡（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（業務状況説明書類の提出）

第5条 管理者は、水道事業及び下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業及び下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 略

（利益処分の方法）

第6条 水道事業又は下水道事業において毎事業年度利益を生じた場合に前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の全部又は一部を積立金に積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

(3) 利益積立金 欠損金を埋める目的

3 前項第1号に規定する減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借り入れたものに限る。）を償還した場合及び前項第2号に規定する建設改良積立金

ばならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が20,000,000円以上の不動産又は動産の買入又は譲渡（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（業務状況説明書類の提出）

第5条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 略

を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

## 向日市行政手続条例の一部改正（附則第5項関係）

### 新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。）並びに京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）又は京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第15号）の規定により市が処理することとされた事務について規定する京都府の条例及び京都府の執行機関の規則をいう。 (2)～(8) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程_____を含む。以下同じ。）並びに京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）又は京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第15号）の規定により市が処理することとされた事務について規定する京都府の条例及び京都府の執行機関の規則をいう。 (2)～(8) 略

向日市事務分掌条例の一部改正（附則第6項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次の部を設置する。</p> <p>ふるさと創生推進部</p> <p>総務部</p> <p>環境経済部</p> <p>市民サービス部</p> <p>建設部</p> <hr/> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ふるさと創生推進部</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>環境経済部</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>市民サービス部</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>建設部</p> <p>(1)～(8) 略</p> <hr/>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、次の部を設置する。</p> <p>ふるさと創生推進部</p> <p>総務部</p> <p>環境経済部</p> <p>市民サービス部</p> <p>建設部</p> <p><u>上下水道部</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ふるさと創生推進部</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>環境経済部</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>市民サービス部</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>建設部</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>上下水道部</u></p> <p><u>下水道に関すること。</u></p>

向日市職員定数条例の一部改正（附則第7項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 公営企業の職員_____ 50名</p> <p style="padding-left: 40px;">計 486名</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 公営企業の職員(下水道事業を含む。)_ 50名</p> <p style="padding-left: 40px;">計 486名</p>

向日市公共下水道条例の一部改正（附則第8項関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p><u>第2条 削除</u></p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設、改築、又は修繕(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共下水道のます及び法第11条第1項の規定による排水設備(以下この条において「公共汚水ます等」という。)で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては、雨水を排除すべきものに固着させること。</p> <p>(2) 排水設備を公共汚水ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で向日市公共下水道条例施行規程(令和 年上下水道事業管理規程第 号。以下「施行規程」という。)の定めるところによること。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p><u>第2条 本市に公共下水道を設置する。</u></p> <p>(排水設備の接続方法および内径等)</p> <p>第4条 排水設備の新設、増設、改築、または修繕(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共下水道のますおよび法第11条第1項の規定による排水設備(以下この条において「公共汚水ます等」という。)で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては、雨水を排除すべきものに固着させること。</p> <p>(2) 排水設備を公共汚水ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、またはその施設を損傷するおそれのない箇所および工事の実施方法で規則_____の定めるところによること。</p>

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (人)	排水管の内径 (ミリメートル)	排水管の勾配
略		

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠<sup>きよ</sup>の断面積及び勾配は同表に準じ、同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (平方メートル)	排水管の内径 (ミリメートル)	排水管の勾配
略		

(5) 排水設備の構造基準は前2号の規定によるほか、施行規程に定めるところによること。

(排水設備の計画の確認)

第5条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、施行規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受け、施行規程で定める指定期限内に当該工事を竣工しなければならない。ただし、施行規程で定める軽易な修繕工事についてはこの限りでない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(下水道排水設備指定工事業者の指定)

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径およびこう配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (人)	排水管の内径 (ミリメートル)	排水管のこう配
略		

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径およびこう配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水きよ<sup>きよ</sup>の断面積およびこう配は同表に準じ、同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (平方メートル)	排水管の内径 (ミリメートル)	排水管のこう配
略		

(5) 排水設備の構造基準は前2号の規定によるほか、規則に定めるところによること。

(排水設備の計画の確認)

第5条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受け、規則で定める指定期限内に当該工事を竣工しなければならない。ただし、規則で定める軽易な修繕工事についてはこの限りでない。

2 前項の申請者は、同項の申請書およびこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響をおよぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(下水道排水設備指定工事業者の指定)

第6条 下水道排水設備指定工事業者の指定は、別に向日市下水道排水設備指定工事業者規程（令和 年上下水道事業管理規程第 号）で定めるところによる。

2 略

（排水設備工事の実施）

第6条の2 排水設備の新設等を行う者は、当該工事の設計及び施工については管理者が下水道排水設備指定工事業者として指定した者に行わせなければならない。

（排水設備の工事の検査）

第7条 排水設備の新設等を行った者は、竣工後5日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

2 管理者は前項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、施行規程で定める検査済証を交付するものとする。

（既設排水設備の検査）

第8条 既設の排水設備（以下この条において「既設排水設備」という。）を使用して、公共下水道に下水を排除しようとする者は、施行規程で定めるところにより、管理者に届け出て、当該既設排水設備の検査を受けなければならない。

2 管理者は前項の検査をした場合において、当該既設排水設備が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、既設排水設備を使用する者に対し、検査済証を交付するものとする。

（特別の必要による公共下水道の新設等）

第9条 使用者の特別の必要のため、公共下水道の新設等を行うときは、当該使用者は施行規程で定めるところにより管理者に届け出て承認を得なければならない。

2 略

（除害施設の設置）

第11条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければな

第6条 下水道排水設備指定工事業者の指定は、別に規則で定めるところによる。

2 略

（排水設備工事の実施）

第6条の2 排水設備の新設等を行う者は、当該工事の設計及び施工については市長が下水道排水設備指定工事業者として指定した者に行わせなければならない。

（排水設備の工事の検査）

第7条 排水設備の新設等を行った者は、竣工後5日以内に到達するようにその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は前項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置および構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、規則で定める検査済証を交付するものとする。

（既設排水設備の検査）

第8条 既設の排水設備（以下この条において「既設排水設備」という。）を使用して、公共下水道に下水を排除しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出て、当該既設排水設備の検査を受けなければならない。

2 市長は前項の検査をした場合において、当該既設排水設備が排水設備の設置および構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、既設排水設備を使用する者に対し、検査済証を交付するものとする。

（特別の必要による公共下水道の新設等）

第9条 使用者の特別の必要のため、公共下水道の新設等を行うときは、当該使用者は規則で定めるところにより市長に届け出て承認を得なければならない。

2 略

（除害施設の設置）

第11条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水および法第12条の2第1項または第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければな



らない。

(1)～(11) 略

2 前項の規定は、施行規程で定める項目に係る水質で施行規程で定める量及び水質のものについては適用しない。

3 第1項の規定により除害施設を設けようとする者は、施行規程で定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出て承認を受けなければならない。その届出た事項を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定に係る除害施設を設けた者は、竣工後5日以内に施行規程で定めるところにより、管理者に届け出て、その検査を受けなければならない。

(土砂等の投入の禁止)

第12条 土砂、ごみ、油類、農薬、その他公共下水道に障害を及ぼすおそれのあるものを公共下水道に投入し、又は排除してはならない。

2 略

(使用開始等の届出)

第13条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は施行規程で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。使用者に変更があったときも同様とする。

2 法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

(使用料の徴収)

第14条 管理者は公共下水道の使用について使用者から公共下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 使用料の算定方法及びその他使用料徴収に関する必要な事項は、別に条例で定める。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第15条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして施行規程で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限す

らない。

(1)～(11) 略

2 前項の規定は、規則で定める項目に係る水質で規則で定める量および水質のものについては適用しない。

3 第1項の規定により除害施設を設けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出て承認を受けなければならない。その届出た事項を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定に係る除害施設を設けた者は、竣工後5日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(土砂等の投入の禁止)

第12条 土砂、ごみ、油類、農薬、その他公共下水道に障害をおよぼすおそれのあるものを公共下水道に投入し、または排除してはならない。

2 略

(使用開始等の届出)

第13条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、もしくは廃止し、または現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。使用者に変更があったときも同様とする。

2 法第12条の3、法第12条の4または法第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

(使用料の徴収)

第14条 市長は公共下水道の使用について使用者から公共下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 使用料の算定方法及びその他使用料徴収に関する必要な事項は、別に条例で定める。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第15条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限す

る措置を講じるものとする。

(4) 略

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓<sup>とう</sup>継手の設置その他の施行規程で定める措置を講じるものとする。

(6) 排水管の内径及び排水<sup>きよ</sup>渠の断面積は、施行規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(7)～(10) 略

(行為の許可)

第17条 法第24条第1項に規定する行為の許可を受けようとする者は、施行規程で定めるところにより申請書を管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第18条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更とは、公共下水道の施設の機能を妨げ又はその施設を損傷するおそれのない物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(公共下水道付近の掘削)

第19条 公共下水道の付近地を掘削しようとする者は、施設よりも深く掘削する場合、その深さが施設の中心から掘削箇所までの水平距離以上になるときは、施行規程で定めるところにより、管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(公共下水道施設損傷工事の復旧)

第20条 公共下水道の付近地の掘削又は地下埋設物の設置若しくはその他の行為により公共下水道の施設を損傷させた者は、法第18条の規定により損傷負担金を徴収される場合を除き、その者の負担において管理者の定める方法により原形に復旧しなければならない。

(占用の許可)

第21条 公共下水道の敷地又は施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して占用しようとする者は、施行規程で定めるところにより申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置については、法第24条第1項の規定による許

る措置を講じるものとする。

(4) 略

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓<sup>とう</sup>継手の設置その他の規則で定める措置を講じるものとする。

(6) 排水管の内径及び排水<sup>きよ</sup>渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(7)～(10) 略

(行為の許可)

第17条 法第24条第1項に規定する行為の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第18条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更とは、公共下水道の施設の機能を妨げまたはその施設を損傷するおそれのない物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって同項の許可を受けた者が当該施設または工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(公共下水道付近の掘削)

第19条 公共下水道の付近地を掘削しようとする者は、施設よりも深く掘削する場合、その深さが施設の中心から掘削箇所までの水平距離以上になるときは、規則で定めるところにより、市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(公共下水道施設損傷工事の復旧)

第20条 公共下水道の付近地の掘削または地下埋設物の設置もしくはその他の行為により公共下水道の施設を損傷させた者は、法第18条の規定により損傷負担金を徴収される場合を除き、その者の負担において市長の定める方法により原形に復旧しなければならない。

(占用の許可)

第21条 公共下水道の敷地または施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して占用しようとする者は、規則で定めるところにより申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置については、法第24条第1項の規定による許

可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。

## 2 略

(占用料)

第22条 管理者は、前条第1項の許可を受けた者から、別表に定める占用料を徴収する。

2 管理者は、公益その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項の許可を受けた者の申請により、占用料の一部又は全部を免除することができる。

(占用料の徴収時期)

第23条 占用料は、毎年当該年度分を管理者が指定する期限までに納付しなければならない。ただし、占用期間が1年未満のもの又は占用期間に係る占用料の額が1件1,000円未満のものは、一時に全額を納付するものとする。

(許可の取消し等)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して前条の規定による占用許可を取り消し、又はその条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 公共下水道の管理又は公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(原状回復)

第27条 第21条第1項の規定による占用の許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき若しくは当該占用物件を設ける目的を廃止したとき又は前条の規定により許可を取り消されたときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると管理者において認めるときはこの限りでない。

2 管理者は前項の原状回復、又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(無断占用に対する処置)

第29条 管理者は公共下水道を無断で占用する者に対し、直ちにその占用を停止させ、工作物があるときは撤去させ、原状回復することを命じることができる。

(委任)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,0

可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。

## 2 略

(占用料)

第22条 市長は、前条第1項の許可を受けた者から、別表に定める占用料を徴収する。

2 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項の許可を受けた者の申請により、占用料の一部又は全部を免除することができる。

(占用料の徴収時期)

第23条 占用料は、毎年当該年度分を市長が指定する期限までに納付しなければならない。ただし、占用期間が1年未満のもの又は占用期間に係る占用料の額が1件1,000円未満のものは、一時に全額を納付するものとする。

(許可の取り消し等)

第26条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して前条の規定による占用許可を取り消し、またはその条件を変更し、その他必要な措置を命ずることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 公共下水道の管理または公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(原状回復)

第27条 第21条第1項の規定による占用の許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき若しくは当該占用物件を設ける目的を廃止したとき又は前条の規定により許可を取り消されたときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長において認めるときはこの限りでない。

2 市長は前項の原状回復、又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(無断占用に対する処置)

第29条 市長は公共下水道を無断で占用する者に対し、直ちにその占用を停止させ、工作物があるときは撤去させ、原状回復することを命じることができる。

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,0

00円以下の過料に処する。

(1)～(9) 略

(10) 第5条、第17条若しくは第21条第1項の規定による申請書若しくは書類又は第11条第3項若しくは第13条の規定による届出書で、虚偽の記載のあるものを提出した申請者若しくは届出者

(委任)

第31条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は別に施行規程で定める。

別表（第20条関係）

区分		単位	占用料（円）
略			
その他	その他の工作物・物件及び 施設	管理者が定め る額	

備考 略

00円以下の過料に処する。

(1)～(9) 略

(10) 第5条、第17条若しくは第21条第1項の規定による申請書若しくは書類又は第11条第3項若しくは第13条の規定による届出書で、虚偽の記載のあるものを提出した申請書若しくは届出書

(委任)

第31条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は別に規則で定める。

別表（第20条関係）

区分		単位	占用料（円）
略			
その他	その他の工作物・物件及び 施設	市長が定め る額	

備考 略

## 向日市公共下水道使用料条例の一部改正（附則第9項関係）

### 新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 公共下水道の使用料については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）、向日市公共下水道条例（昭和53年条例第22号。以下「公共下水道条例」という。）及び向日市公共下水道条例施行規程（令和 年上下水道事業管理規程第 号）<u>その他法令</u>で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 公共下水道条例第13条に規定する使用開始又は再開の場合は、<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>下水道事業管理者</u>」という。）<u>がその日を認定する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(使用料の徴収方法)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 公共下水道の使用料については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）、向日市公共下水道条例（昭和53年条例第22号。以下「公共下水道条例」という。）及び向日市公共下水道条例施行規則（昭和53年規則第31号）<u>その他法令</u>で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 公共下水道条例第13条に規定する使用開始又は再開の場合は、<u>市長</u><u>がその日を認定する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(使用料の徴収方法)</p>

第4条 使用料は、納入通知書による集金方法又は指定金融機関への口座振替により、2使用月をまとめて徴収する。ただし、下水道事業管理者が必要と認めるときは毎月徴収することができる。

2 略

3 使用月の中途において使用者が使用を休止し、又は廃止した場合の使用料については、向日市公共下水道使用料条例施行規程（令和 年上下水道事業管理規程第 号。以下「施行規程」という。）で定めるところにより徴収する。

（使用料の前納）

第5条 土木建築の工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、下水道事業管理者は使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他下水道事業管理者が認めたときに行うものとする。

（汚水の排除量の認定）

第7条 汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置等を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して、下水道事業管理者が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して下水道事業管理者が認定する。
- (3) 現に使用する水量が、公共下水道に排除する汚水量と著しく異なる使用者は、施行規程で定めるところにより、毎月の汚水量及びその算出根拠を記載した申告書その月の末日の翌日から起算して7日以内に下水道事業管理者に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず下水道事業管理者は、その申告書の内容を勘案して汚水量を認定する。
- (4) 下水道事業管理者は、前2号の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。
- (5) 使用者は、善良な管理者の注意をもって前号の装置

第4条 使用料は、納入通知書による集金方法又は指定金融機関への口座振替により、2使用月をまとめて徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは毎月徴収することができる。

2 略

3 使用月の中途において使用者が使用を休止し、又は廃止した場合の使用料については、規則 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_で定めるところにより徴収する。

（使用料の前納）

第5条 土木建築の工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が認めたときに行うものとする。

（汚水の排除量の認定）

第7条 汚水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置等を共同で使用している場合において、それぞれの使用者の水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して、市長が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長 \_\_\_\_\_が認定する。
- (3) 現に使用する水量が、公共下水道に排除する汚水量と著しく異なる使用者は、規則 \_\_\_\_\_で定めるところにより、毎月の汚水量及びその算出根拠を記載した申告書その月の末日の翌日から起算して7日以内に市長 \_\_\_\_\_に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず市長 \_\_\_\_\_は、その申告書の内容を勘案して汚水量を認定する。
- (4) 市長 \_\_\_\_\_は、前2号の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。
- (5) 使用者は、善良な管理者の注意をもって前号の装置

を管理するとともに、故意若しくは過失によりこれを毀損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 略

(使用料の減免)

第8条 下水道事業管理者は、公益上その他特別の事情により必要があると認めた場合は、使用料を減免することができる。

(資料の提出)

第9条 下水道事業管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(督促)

第10条 下水道事業管理者は、使用者が納付期限までに使用料を納付しないときは、納期限後に督促状により期限を指定して督促しなければならない。

(委任)

第12条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は上下水道事業管理規程で定める。

を管理するとともに、故意若しくは過失によりこれをき損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 略

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の事情により必要があると認めた場合は、使用料を減免することができる。

(資料の提出)

第9条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(督促)

第10条 市長は、使用者が納付期限までに使用料を納付しないときは、納期限後に督促状により期限を指定して督促しなければならない。

(委任)

第12条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

# 向日市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

## (附則第10項関係)

### 新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><u>向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき、<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限</u>を行う市長（以下「管理者」という。）が指定するものについて支給する。</p> <p style="text-align: center;">(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として<u>向日市上下水道企業就業規程（昭和53年水道事業管理規程第2号）</u>で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定</p>	<p style="text-align: center;"><u>向日市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(管理職手当)</p> <p>第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき、<u>水道事業</u> _____ 管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定するものについて支給する。</p> <p style="text-align: center;">(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として<u>規則</u> _____ で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定</p>

する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。